

旭川市立大有小学校

学校いじめ防止基本方針



平成 26 年4月
(令和7年 4月 改訂)

【目次】

はじめに	1
第Ⅰ章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	2
3 市立学校の責務	3
2 いじめの定義等	5
(1)いじめの定義　(2)いじめの内容　(3)いじめの要因	
(4)いじめの解消　(5)いじめの重大事態	
第Ⅱ章 学校が実施するいじめの防止等の取組	10
1 本校のいじめの実態及び本年度の目標(指標)	10
2 児童が主体となった取組の推進	10
3 いじめ防止等の対策のための組織の設置	11
4 いじめ防止	14
5 いじめの早期発見	16
・いじめ発見・見守りチェックリスト	17
・家庭用子どもの様子チェックリスト	18
・主な相談窓口	19
6 いじめへの迅速かつ適切な対処	20
7 いじめの解消	23
・早期発見・事案対処マニュアル	24
・いじめ事案対応フロー	25
8 家庭や地域、団体との連携	26
9 関係機関等との連携	26
・いじめ等に関する相談対応フロー	27
10 重大事態への対処	28
・不登校重大事態に係る対応フロー	30
11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表	31
12 学校いじめ防止プログラム	32

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為です。

旭川市は、令和5年4月、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設するとともに、同年6月、いじめの防止等に関する基本理念や基本事項を定めた旭川市いじめ防止対策推進条例（令和5年旭川市条例第43号。以下「条例」という。）を制定し、市長部局、学校・教育委員会が一体となって、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止、再発防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」の施策を推進しています。

本校では、これまでも、校内でのいじめに関する研修等を行い、教職員のいじめに対する共通理解を図った上で、子供たちに対してあいさつ指導や日常の声掛け、授業の充実等を通して児童が安心して学校生活が送れるよう、生徒指導に取り組んできました。また、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子供がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を包括的かつ効果的に推進するための「旭川市立大有学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童が安心して生活し、及び学ぶことができるようにして、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、本基本理念を踏まえ、「『やりうたい』『知りたい』『がんばりたい』」主役は大有っ子（令和7年度の重点教育目標）に基づき、子供が主語となる教育活動を展開し、「自分にはよいところがある」という自己肯定感の育成に係る活動を計画的に行っていきます。全教職員が「いじめはどの児童にも起こりうるが、絶対にいじめを見逃さない」という共通意識をもち、全ての児童のいじめを絶対に許さないという意識を高めながら、安心で安全な学校づくりに努めていきます。

2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

- 市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。
- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、条例第5条の規定を踏まえ、教職員の共通理解の下、児童を主語とした学級・学校経営の充実や問題行動等の未然防止に向けた予防的な取組の充実、児童の成長を促す積極的生徒指導、組織的にいじめ防止に取り組み、児童がいじめを受けていると思われるときには、迅速かつ適切に対処していきます。

また、また、条例では、保護者の責務、児童の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

- 児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。
- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校では、条例6条～8条の規定を踏まえ、個人相談（面談）、学級・学年懇談、通信や日常からの保護者との連絡を通して児童の様子や指導方針等を伝え、確実に連携を図っていきます。また、いじめに対する共通理解も図っていきます。

児童に対しては、当番活動や係活動等を生かしながら、一人一人が学級内での役割をもち、自己肯定感を育むことができるようになります。

地域の方々については、学校だよりやホームページを活用しながら生徒指導やいじめの状況についてお知らせします。

3 いじめの定義等

(1) 「いじめ」の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童の主觀を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立って行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める。例えば、いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 「いじめ」の内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会（生徒補導連絡協会）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わぬいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

(3)いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次のことに留意します。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4)いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

- この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。
- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- 学校は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する。

(5)いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標）

(1) 本校のいじめの実態(令和6年度)

Ⅰ 令和6年度のいじめ認知件数・解消率について

本校が令和6年度にいじめの疑いがある案件として取り扱ったものは、179件ありました。その中で、いじめとして認知した件数は126件となっており、約70.3%の案件を認知しました。令和7年4月の時点で97件を解消し、解消率は76.9%であり、解消に至っていない事案については、見守りを継続しています。

いじめ対策組織会議で話し合った件数	179件
いじめの認知をした件数	126件
いじめ認知した割合	70.39%
いじめを解消した割合	76.98%

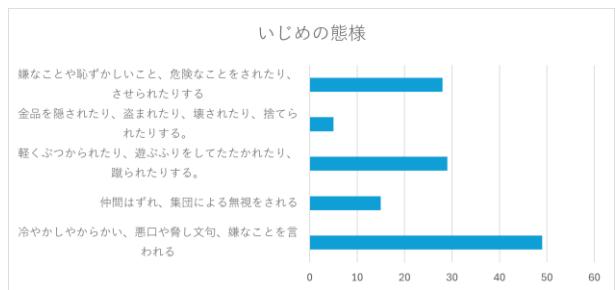
『(図1) R6 いじめの認知件数・解消率』

2 いじめの態様

いじめとして認知した126件の事案の態様は

「(図2) R6 いじめの態様」とおりです。

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをと言われる	49
仲間はずれ、集団による無視をされる	15
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	29
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	5
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	28



『(図2) R6 いじめの態様』

3 いじめアンケートの結果

本校が令和7年1月に実施したいじめアンケートで、「いじめはどんなことがあっても許されないとと思う」と回答した児童の割合は、96.9%でした。

(2) 今年度の目標

- 学校いじめ対策組織を中心に、学校全体でいじめの「未然防止」「早期発見」「組織的対応」の徹底に努め、「いじめ見逃し〇」を目指す。
- 児童が主体的によりよい人間関係を築く力を育み、全ての児童が「いじめはどんなことがあっても許されない」ということを理解し、いじめに対する理解を深める。(「いじめはどんな理由があっても許されないことだと思う」と回答する児童の割合を前年度よりも上げる。)

2 児童が主体となった取組の推進

大有小学校はいじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、特別の教科道徳の充実や特別活動における

る児童会活動などの充実により、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

(1) 児童会を中心に、いじめの問題等について話し合い、大有小学校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針(児童版)を策定する。

(2) 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

- ・児童会によるいじめに関する調査や改善策の提案
- ・児童が主体となった全校集会における活動(一年生を迎える会・お別れ集会)
- ・非行防止強化月間における児童会「いじめ根絶動画」の作成
- ・児童会・体育委員会の異学年交流の計画・運営

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

学校は、いじめの問題に組織的に対応するため、法第22条に規定する組織として「学校いじめ対策組織」を設置します。

ア 設置の意義

(ア) いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。

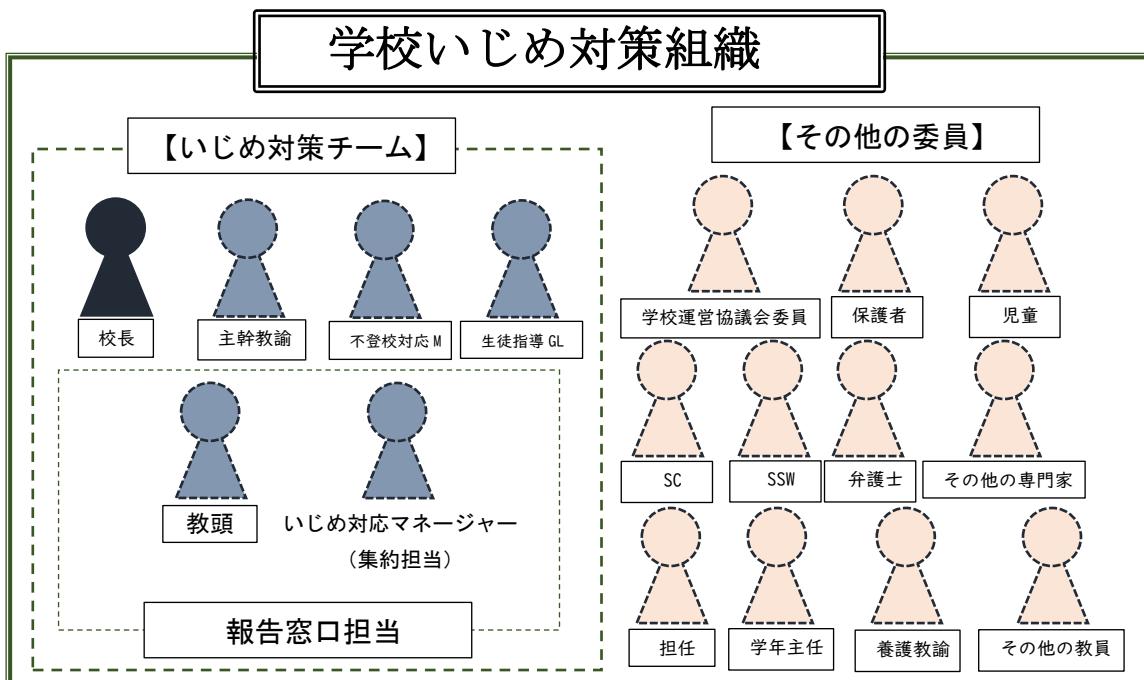
イ 設置の留意事項

(ア) 次のことを踏まえて、「学校いじめ対策組織」を構成します。

- ・自校の複数の教職員や、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する他の関係者により構成することとされている。
- ・本校においては、校長をはじめ教頭や主幹教諭、生徒指導主事、いじめ・不登校対応マネージャー、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任等で構成する。
- ・状況に応じ、教育委員会職員や市職員のほか、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。
- ・「学校いじめ防止基本方針の内容の検討」や「児童主体の未然防止の取組」、「校内研修の実施」に当たっては、必要に応じて、保護者や児童の代表、地域住民その他の関係者の参画を得て進める。

(1) 次のことを踏まえて、「学校いじめ対策組織」内にいじめ事案やいじめの疑いがある事案への組織的な対応の中核として機能する「いじめ対策チーム」を設置する。

- ・「いじめ対策チーム」は、校長のほか、教頭や主幹教諭、生徒指導主事、いじめ・不登校対応マネージャーで構成する。
- ・「いじめ対策チーム」のメンバーの中から「報告窓口担当者」を2名割り当て、うち1名を「いじめ対策推進リーダー」とし、「集約担当者」とする。
- ・「報告窓口担当者」は、他の教職員からの報告をいつでも受けられるよう、教頭といじめ対応マネージャーを割り当て、「いじめ対策推進リーダー」であるいじめ対応マネージャーは、「報告窓口担当者」への報告を集約し、その後の対応をコーディネートする。
- ・個々の事案への対処に当たっては、関係の深い教職員を追加し、必要に応じて外部の専門家の協力を受ける。



(2) 学校いじめ対策組織の体制

次のことを踏まえて、「学校いじめ対策組織」の体制を整備します。

- 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口担当者」に報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
- 当該組織に集められた情報は個別の児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別

に認知した情報を集約し共有できる体制

○構成員全体の会議と日常的な「いじめ対策チーム」の会議を目的や学校規模等に応じて適切に開催するなど、機動的に運用できる体制

○いじめの問題に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制

(3) 学校いじめ対策組織の役割

「学校いじめ対策組織」においては、次の役割を担います。

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめの情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童に対する聴取り調査やアンケート調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割

○いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実行・検証・修正を行う役割

○学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム）に基づき、いじめの防止等の校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

○学校いじめ防止基本方針の内容が、児童や保護者、地域住民から容易に理解される取組を行う役割

○いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童や保護者、地域住民からも容易に理解される取組を行う役割

- 「いじめ対策チーム」の会議を含め、「学校いじめ対策組織」の会議の内容を記録し、文書管理規程の保存年限を厳守の上、整理・保管する役割

4 いじめの防止

学校は、児童がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に取り組みます。また、学校は、児童に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告はじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう啓発を行います。

学校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

(1) いじめについての共通理解

- (ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修において周知し、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- (イ) 教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し、教職員全員の共通理解を図る。
- (ウ) 全校集会や学級活動などにおいて校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- (エ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童版）の作成を支援し、「学校いじめ対策組織」の存在や活動について、児童が容易に理解できる取組を進める。
- (オ) いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、児童への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組む。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- (ア) 児童の発達の段階や実態に応じた人権教育学習の実施など、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- (イ) 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
- (ウ) 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。

- (I) 児童の発達段階に応じて、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- (オ) 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (カ) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童の発達の段階に応じ、「SNSの適切な利用に係る学習」を充実させ、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力を育成する。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- (ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、子供を主語とした分かりやすい授業づくりを推進する。
- (イ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- (ウ) 児童が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、児童の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- (エ) 学校として「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- (オ) 「多様な背景を持つ児童」については、日常的に、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- (カ) 配慮を必要とする児童の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- (ア) 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高める取組を推進する。

- (イ) 児童の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通した個と集団への働き掛けを行う。
- (ウ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫を図る。
- (エ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達の段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの早期発見

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に幅広く認知します。

また、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有します。

- 学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。
- ア 日常の観察や児童との触れ合い、定期的なアンケート調査やストレスチェックの実施、学校ネットパトロールの計画的な実施、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に取り組むとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりを進める。
 - イ アンケート調査実施後に、関係児童に対する個人面談を必ず実施する。個人面談を実施することにより関係児童がアンケートへ回答したこと等が他の児童に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所には細心の注意を払う。
 - ウ いじめの相談・通報を受け付ける校内の窓口のほか、保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関の相談窓口について、ホームページ、学校便り等により周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。
 - エ 保護者用のチェックリストなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援する。
 - オ 担任からいじめ対応マネージャーへのいじめに関する報告を毎日実施する。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者

【記入日】 月 日

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子など

- | 児童氏名 | □ 遅刻・欠席・早退が増えた。 | □ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。 | □ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。 | □ 教職員のそばにいたがる。 | □ 登校時に、体の不調を訴える。 | □ 休み時間に一人で過ごすことが多い。 | □ 交友関係が変わった。 | □ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 | □ 表情が暗く（さえず）、元気がない。 | □ 視線をそらし、合わそうとしない。 | □ 衣服の汚れや傷み等が見られる。 | □ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 | □ 体に擦り傷やあざができることがある。 | □ けがをしている理由を曖昧にする。 | |
|------|-----------------------|--|---|----------------------|------------------------|---------------------------|--------------------|---------------------------------------|---------------------------|--------------------------|-------------------------|--|----------------------------|--------------------------|---|
| □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ |

授業や給食の様子

- | 児童氏名 | □ 教室にいつも遅れて入ってくる。 | □ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 | □ 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。 | □ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 | □ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 | □ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 |
|------|-------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------|
| □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ |

清掃や放課後の様子

- | 児童氏名 | □ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 | □ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。 | □ 一歩も学校から出ることがない。 |
|------|-----------------------------|---------------------------------|-------------------------|
| □ | □ | □ | □ |

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNS などを気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をさけるようになる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。
スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立大有小学校

電話 0166-51-4167

おも そうだんまどぐち 主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

でんわばんごう <電話番号> 0120-126-744 (いじめなしよ)
うけつけじかん <受付時間> 平日 8:45~17:15 (祝日, 年末年始を除く)

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

でんわばんごう <電話番号> 0120-677-110 うけつけじかん <受付時間> 平日 8:45~17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

でんわばんごう <電話番号> 0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)
うけつけじかん <受付時間> 平日 8:30~17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

でんわばんごう <電話番号> 0166-31-5511 うけつけじかん <受付時間> 平日 9:00~17:00

◆法テラス旭川

でんわばんごう <電話番号> 050-3383-5566 うけつけじかん <受付時間> 平日 9:00~17:00

◆上川教育局相談電話

でんわばんごう <電話番号> 0166-46-5243 うけつけじかん <受付時間> 平日 8:45~17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

でんわばんごう <電話番号> 0120-3882-56
0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)
うけつけじかん <受付時間> 毎日24時間 <メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp



◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>

◆ほっかいどうのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

でんわばんごう <電話番号> 011-231-4343 うけつけじかん <受付時間> 每日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

でんわばんごう <電話番号> 050-3786-0799 または #8891
うけつけじかん <受付時間> 平日10:00~20:00 (土日祝, 12/29~1/3除く)
<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

じぜん つごう にちじ し 事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立大有小学校

でんわ 電話 0166-51-4167

6 いじめへの迅速かつ適切な対処

(1) いじめの発見・通報を受けたとき

- (ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- (イ) 児童や保護者からいじめが疑われる相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (ウ) いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- (エ) 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (オ) いじめを受けたとされる児童が関係児童への事実確認を望まない場合や、関係児童から聞き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめの行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる児童の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係児童の見守り等を行う。
- (カ) いじめと認知した場合は、いじめを受けた児童及び保護者の意向、当該児童の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行う。
- (キ) いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。
- (ク) インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。
- (ケ) いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。
- (コ) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- (ア) いじめを受けた児童から、事実関係の聴取を迅速に行う。その際、自尊感情を高めるよう留意する。
- (イ) 家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝える。

- (ウ) いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。
- (イ) いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- (オ) いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った児童や保護者の理解の下でいじめを行った児童を別室において指導するなど、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- (カ) いじめを受けた児童の保護者に対して、当該児童が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、当該児童の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供する。
- (キ) いじめを受けた児童が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応する。
- (ク) 状況に応じて、スクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- (ア) いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー やスクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (イ) 事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (ウ) いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (オ) いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (カ) 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに法第26条に基づく出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア) いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- (イ) はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (ウ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

(5) 性に関わる事案への対応

- (ア) 他の事案と同様に、「学校いじめ対策組織」において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対処を行う。
- (イ) 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編制し、児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- (ウ) チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理を徹底する。
- (エ) 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や児童相談所等の関係機関との連携を図る。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- (ア) 学校間で対応の方針や具体的な指導方法に差異が生じないよう、教育委員会の指導助言の下、各学校と緊密な連携を図りながら、学校相互間の連携協力により対処する。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態について

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ①いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- ②いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行うことを説明します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

ア 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、当該児童の保護者に対し、関係児童の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供する。

イ 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	<ul style="list-style-type: none">□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。□いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<ul style="list-style-type: none">□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。□不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<ul style="list-style-type: none">□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。□自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<ul style="list-style-type: none">□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。□今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<ul style="list-style-type: none">□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。□保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<ul style="list-style-type: none">□いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用
- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
 - 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組
- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施
- 家庭、地域との連携強化
 - 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

認知後の対応

解消とその後の見守り

事案を把握した教職員

報告

学校いじめ対策組織の
報告窓口担当・集約担当

報告

校長・教頭（推進リーダー）

隨時開催

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・事実関係把握の方策を協議
・教育委員会や警察との連携

指示

役割分担に基づき、聴取り等により
組織的に事実関係を確認

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・法の定義に基づく認知の判断
・対処プランの策定
・役割分担等の決定 等

説明

被害児童及び保護者への
対処プランの説明と意向の確認

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・対処プランの決定
・全教職員による共通理解 等

指示

組織的な対処
・被害児童等への支援
・加害児童等への指導助言
・被害児童の保護者への定期的な
情報提供
・対応状況の適切な記録 等

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・支援や指導の状況の共有
・対処プランの見直し
・全教職員による共通理解 等

指示

組織的・継続的な見守りの徹底、
被害児童に寄り添った支援

随时報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・3ヶ月以上経過後、解消の判断

指示

日常的な注意深い観察等、
再発防止に向けた取組の継続

把握した情報の速やかな報告

▶ いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうち）に、報告窓口担当（いじめ対策推進リーダー等）に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①

▶ いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。
▶ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
▶ 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。
※ いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

▶ 役割分担に基づき、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②

▶ 事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。
▶ いじめを受けたとされる児童が事実確認を望まない場合や、関係児童から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。
▶ 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ（疑いを含む）事案全て報告

困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③

▶ いじめと認知した場合は、当該児童の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処
▶ 策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童及び保護者への支援や、いじめを行った児童及び保護者への指導・助言、周囲の児童への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。
▶ いじめを受けた児童が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告

困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④

▶ 毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童と保護者への状況確認

▶ 認知後に設定した見守り期間（少なくとも3ヶ月）の経過後、いじめを受けた児童とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でのいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催⑤

▶ 上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
▶ 解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
▶ いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童の様子を注意深く観察します。

8 家庭や地域、団体との連携

学校は、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

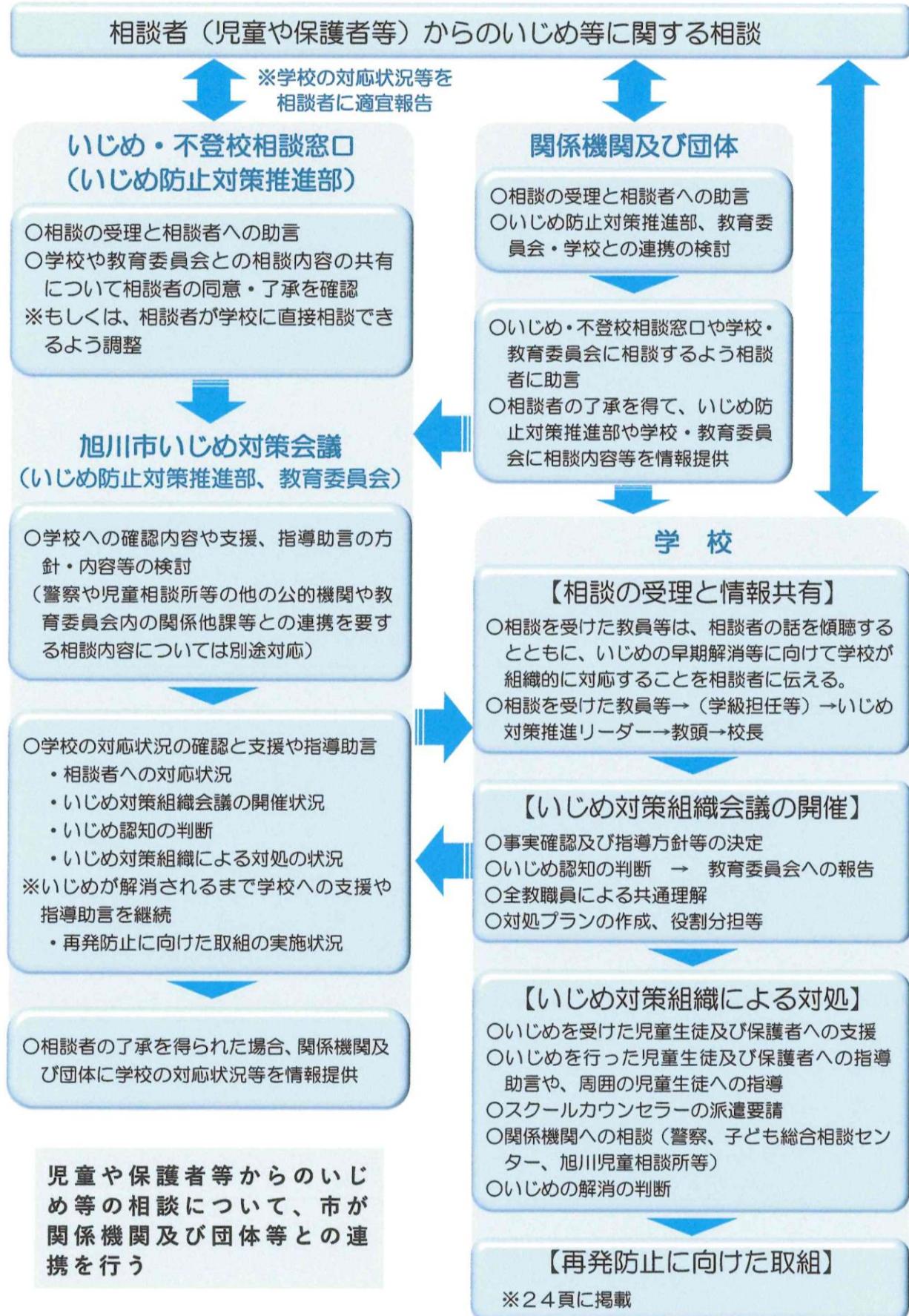
- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう取り組む。
- イ 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、児童、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- ウ 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童、保護者、関係機関に説明する。また、年度途中の転入があった場合には、同様に当該児童及びその保護者に説明する。
- エ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

9 関係機関等との連携

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ア いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。
- イ いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター（警察官経験者）等の外部専門家を加えて対応する。
- ウ 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告する。

いじめ等に関する相談対応フロー



10 重大事態への対処

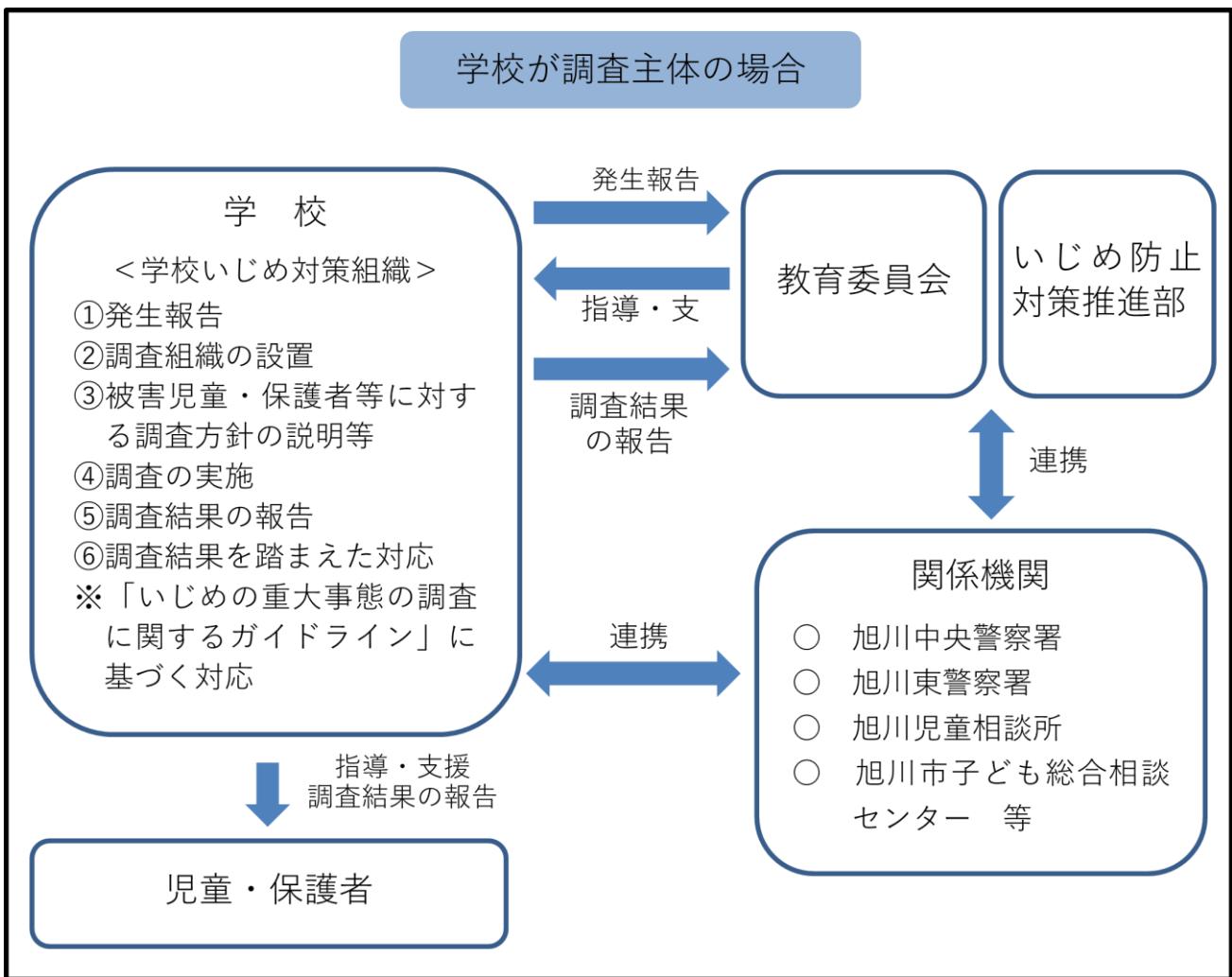
学校は、いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

(1) 重大事態の発生と緊急対応

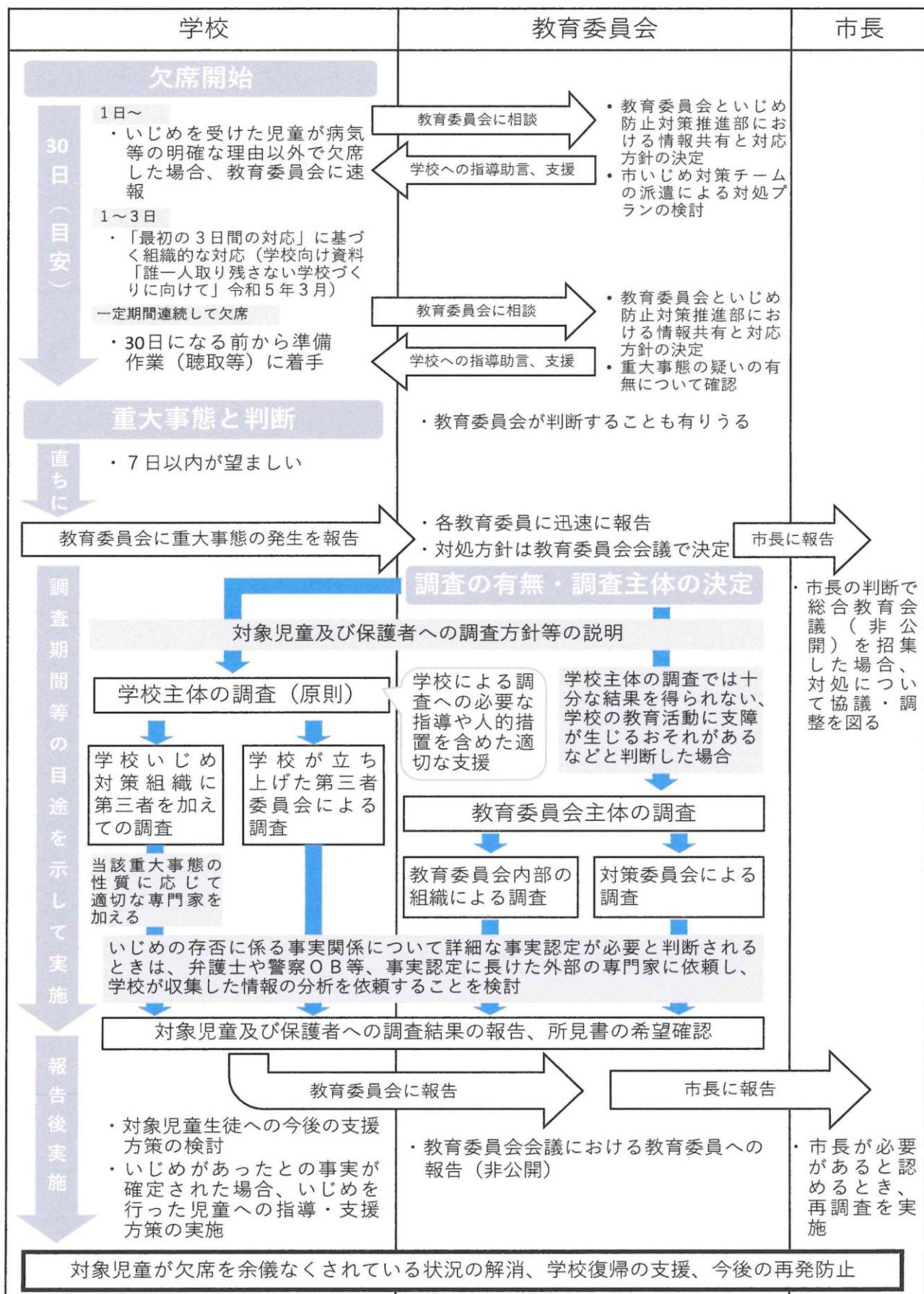
- ア 学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態（以下「不登校重大事態」という。）の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。
- イ 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ウ 児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。
- エ 学校は、いじめを受けた児童や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った児童に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行う。

(2) 学校による調査

- ア 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、法第28条第1項に基づき、既存の「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- イ 調査は、事実関係を明確にするために行う。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。
- ウ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校や教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。



不登校重大事態に係る対応フロー



11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

○学校いじめ防止基本方針の見直し

- (ア) 学校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図る。
- ・「学校いじめ対策組織」を中心に、PDCAサイクルにより、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直す。
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、児童や保護者を対象に実施する学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

○学校いじめ防止基本方針の公表

- (ア) 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進める。
- ・学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに、学校便り等を活用し、周知を図る。
 - ・入学式や参観日等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明し、保護者等の理解と協力を求める。

12 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月(強化月間)
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・児童、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 <p>○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ事案やいじめ疑いのある事案チェック（毎日） ○いじめに関する校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ基本方針の内容の共通理解 <p>○児童理解研修会に参加</p>	<p>○いじめ事案やいじめ疑いのある事案チェック（毎日）</p>
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針（児童版）策定 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談センター等 	<p>○1年生を迎える会（5/9）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本方針のHP公開 	<p>○いじめアンケートに関する報告 アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討</p> <p>○いじめアンケート調査①</p> <p>○SNS等のトラブルに係る非行防止教室（5年生） ○動画教材等を活用した情報モラル等の学習（全学年）</p>
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○全体懇談（学級・学年懇談） <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上のいじめ防止などに関わる協力要請・いじめ認知に関わる説明。 	<p>OPTA講習会 「人権教育プログラムCAP」</p>	

	7月	8月	9月
教職員	<p>○市主催「生徒指導研究協議会」等への参加 ※実施された場合は随時参加</p> <p>○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。（必要に応じて開催）</p> <p>○いじめ事案やいじめ疑いのある事案チェック（毎日）</p>		<p>○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告 </p>
児童	<p>○児童会活動 ・各委員会で内容を計画・実施</p> <p>○生命（いのち）の安全教育 ・1・3・5年生で実施</p>		<p>○学校いじめ防止基本方針（児童版）を用いた学習</p>
家庭・地域	<p>○個人懇談 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上のいじめ防止などに関わる協力要請 ・子どもたちのインターネット使用状況について把握 </p>		

	10月	11月	12月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</p>		
	○教育相談（児童との面談）	○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 ※実施された場合は随時参加	○校内研修 ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
	○いじめアンケートに関する報告 アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討		○いじめ事案やいじめ疑いのある事案チェック（毎日）
	○いじめアンケート調査②	○CAP あさひかわによる人権教育プログラム ・3年生で実施	○薬物防止教室【6年生】 ○人権教育（5年生） ○SNSの適切な利用に係る学習 ・2・4・6年生で実施
児童	○教育相談週間 ・児童のいじめの状況把握	○動画教材等を活用した情報モラル等の学習（全学年）	
家庭・地域			

	1月	2月	3月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</p>		
	<p>○いじめ事案やいじめ疑いのある事案チェック（毎日）</p>		
		<p>○教育相談（必要に応じて）</p> <p>○いじめアンケートに関する報告 アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討</p>	
児童		○いじめアンケート調査③	○お別れ集会
家庭・地域			